



Title	ジョン・ミルトンにおける宗教的寛容論について
Author(s)	井上, 昌保
Citation	基督教学, 10, 23-25
Issue Date	1975-07-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/46310
Type	article
File Information	10_23-25.pdf



[Instructions for use](#)

ジョン・ミルトンにおける

宗教的寛容論について

井上昌保

近代化とピューリタニズムの関係を一つのテーマとして検討している私にとって、K・マルクスはもとよりM・ウェーバーにおいても、近代における政治的側面は過小に評価されていると思われる。この点に関する詳論は社会思想史の問題として別の機会に譲るとして、今回はその基礎的な作業の一つとして、ミルトンにおける宗教的寛容論をとりあげる。ミルトンはピューリタン革命の勃発とともに、かれにとって「左手の業」といわれる多くの散文を表わし、信教の自由を貫くために寛容と政教分離とを強く主張した。かれにおいて、国家から独立した教会はその独立性のゆえに国家とは区別された新しい政

治社会の成立を志向するものであって、そこではピューリタニズムが政治に深くかかわっているのである。

ミルトンの寛容論を検討するに当たっては、主として *Areopagitica* (1644), *A Treatise of Civil Power* (1659), *The Likeliest Means to remove Hirelings from the Church* (1659) および *Of True Religion* (1673) を用いた。

私はミルトンを、ルネサンス・ヒューマニズムの教養に富んでいるものの、基本的にはピューリタンであるとみなす。国教会を批判して表わしたかれの一連の宗教改革論文が、義認論とそれにもとづくキリスト者の自由、福音共同体としての教会論、聖書主義および偶像拒否論によって貫かれているからである(『史料』五〇巻五号における拙論「ミルトンにおけるピューリタニズムと自由」参照)。したがって、ミルトンをヒューマニストとみるJ・H・ハインフォードなどや、かれを自己の理念型たるピューリタニズムの枠外に置いたM・ウェーバー(周知のごとく、かれはカルヴィニズムと資本主義の合理精神との適合関係、したがってピューリタニズムと経済との関係を重視している)に異論を唱えるものである。

Areopagitica においてはじめて明らかにされたミル

トンの寛容論は、義認にもとづくキリスト者の自由を論拠とし、しかも神の絶対性と一方にキリストによらなければ義とされえない人間の相対性との認識に根ざして主張される。義とされた人間は創造において与えられた理性を用い真偽を識別する。だがミルトンにとって神の真理は能動的に働く主体なのである。人間の理性は「節制の法（のちに聖霊の働きとしてのキリストの法）」にしたがうかぎりにおいて、神の真理をその働きのままに識りうるのである。人間は聖書と聖霊に忠実たらんとしても、神の真理を絶対的に正しく受けとめるとはいいがたしい。ピューリタン革命をイギリスの真の宗教改革と考えるミルトンにとって、「一つの共通の同胞的な真理探究」のためには、寛容こそが必要とされるのである。

ミルトンが許容する寛容の範囲は、神の真理を損わない限り「教義上であろうと規律上であろうといずれを問わず」とするもので、当時の論者の中ではきわめてブロードである。七三年に至ってはさらに幅広く、聖書を真剣に学びながらも生ずることになった「誤説」をも容認し、「唯一最大の異端（異端とは聖書に公然と反対する意志と選択から生ずるとされる）」であるカトリックだけが対象外となる（カトリック排除には政治的理由も

ある）。

五九年の二つの論文は寛容論の発展として政教分離の原則を展開する。「国家権力」と「聖職者に対する公的扶持」とは「教会と真理の発展に対して大きな禍をもたらしている」とみなされる。信仰の唯一の外的基準たる聖書、内的基準としての聖霊、教会の主権者にして法定者たるキリスト、これら以外に信仰の事柄に対して強制力を持つことは不当であるという理由による。同時に、ミルトンは教会をキリストによって新しくされた信徒の共同体であり、信仰以外の things indifferent に関する権限だけを与えられている政治権力者からは独立した存在だと考えるからである。かくして、ミルトンの政教分離は教会が真に福音の共同体となるために、しかも教会が国家から独立性を保ちながら逆にこの世に対する独自の使命を果しうるために主張されているのである。したがって、いわゆる教会と国家との隔絶、いわんや近代の世俗主義に見られる宗教的無関心主義による政治と宗教の分離といった見解とは異なる主張なのである。

見られる通り、ミルトンの寛容論は、当時の宗教的相対主義ないし包括主義によるもの（国教会派）とも、ピューリタン左派を排除ししかも政教分離を不徹底にし

た独立派のものとも異なり、あくまでも信教の自由に根ざしながら、教会の独立性に立って政治的自由さらにはかれに固有の市民社会形成を志向するものであった。この意味において、のちのJ・ロックの寛容論の先駆たりうるものと考えられる。

ウエーバー理論と

ピュリタン植民地

大山 綱夫

マックス・ウエーバーは、近代西欧にみられる資本主義を、人類の歴史と共に古い「賤民資本主義」から區別し、その特質を「自由な賃金労働者たちの労働の上に築かれる合理的産業組織を中心に展開する営利経済」とみ、それを突き動かしてきたエートスを「資本主義の精神」と呼び、この背後に「プロテスタンティズムの倫理」をみることにより、両者の間に因果適合性があるとした。その例証として、ウエーバーは、しばしばアメリカ

における、いわゆるピュリタン植民地を用いている。果してウエーバー理論は、ピュリタン植民地に適用しうるものなのか。

ウエーバーは、ピュリタニズム教義の特色を預定にみたが、ペリー・ミラーらの如く契約にその特色をみる場合、経済行動は契約の成就を第一とするのであって、「絶えまない職業労働」を必ずしも結果しない。またピュリタン指導者は、中間的富裕にとまれと説き、蓄財を空しいものとみなしており、商人層の経済行動の発展性との間には、緊張関係がみられたといわれている。ピュリタニズムと経済生活とは緊張関係にあったとするほうが、ピュリタン植民地の実相に近い。

ウエーバーは、アメリカにおける南北植民地の差異を指摘する。しかし、営利活動の適正化措置では南北に差はなく、高利制限や正当価格による暴利牽制措置は、マサチューセッツのみならずヴァージニアにもみられる。また禁欲に關しても南北に差を置くことは難かしい。北部における貿易は、アメリカ全般の貨幣不足から、パートナー形式が多く、交換物の消費生活への利用等から考え、世俗内禁欲については過大評価は控えねばならないだろう。